

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：石田、杉本 075-611-5371)

件名	(単価契約) スズメバチ等駆除業務
内容	1 総則 京都市建設局伏見土木みどり事務所（以下、「甲」とする。）と受託者（以下、「乙」とする。）は、スズメバチ等駆除業務の単価契約を締結する。 なお、乙は仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、誠実に履行しなければならない。 2 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで 3 履行場所（別紙1参照） 伏見土木みどり事務所管内全域 4 予定数量 駆除作業：5回 ただし、上記は予定量であり変動することがある。大幅な増減が生じても本市は何ら補償しない。 5 業務内容 (1) 駆除作業 ア 甲が、指示する場所に営巣するハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属するハチ（以下「スズメバチ」という。）を駆除対象とし、前記以外のハチについては駆除対象外とする。 ただし、緊急対応が必要であると判断した場合においては、この限りではない。 イ 乙は、薬剤を用いて駆除する場合は、使用方法及び使用上の注意事項を遵守し、必要最小限の使用量にとどめること。 ウ 乙は、人体及び環境への影響の少ない薬剤を使用することとし、法令等を遵守し、適正に薬剤を保管すること。 エ 乙は、駆除業務に従事する作業員には、必ず熟練した者を当て、安全かつ必要な人数をもって作業班を編成し、実施に当たっては、防護服及び防護ヘルメット等を必ず着用し、安全対策を講じたうえで実施すること。

	オ 乙は、駆除業務を行うに当たり、周辺に悪影響を及ぼすことのないよう配慮するとともに、周囲の工作物に損傷がないよう安全対策を講じること。 カ 乙は、スズメバチの巣が確認できない等、駆除が実施できない場合であっても、最大限の措置を行い、結果を甲に報告すること。 キ 乙は、作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに甲に連絡しその指示に従うこと。 (2) 報告・提出書類 乙は、作業後速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真を添付して提出する。 6 資格条件等 京都府消毒営業取締条例第3条に基づく消毒営業許可を取得していること。 駆除業務従事者の全てが、乙の職員として京都府消毒営業取締条例施行規則第6条第1項の規定に基づく消毒営業従事員証の交付を受けていること。 7 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 8 その他 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議により定めるものとする。
--	--

伏見土木みどり事務所管内図

伏見土木みどり事務所管内全域

①土木事務所管内の市界

山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001
山 形 区	山形市界	〒990-0001

縮尺 1:110,000

上水道の管線状況

管線種類	管線径	管線長さ
上水道	φ1,000	1,000m
上水道	φ800	800m
上水道	φ600	600m
上水道	φ400	400m
上水道	φ300	300m
上水道	φ200	200m
上水道	φ150	150m
上水道	φ100	100m
上水道	φ75	75m
上水道	φ50	50m